女性に関わる公的年金の現状と改革

東洋大学経済学部社会経済システム学科３年　上村ゼミナールＢ
吉野亜希子・飯田英恵・川口純子・廣部由希・藤野涼子・松本綾香

１．はじめに
２．女性に関わる公的年金の仕組み
　２．１．公的年金の負担について
　２．２．公的年金の給付について
　（１）老齢年金
　（２）遺族年金
　２．３．女性に関わる公的年金の問題点
３．女性のライフスタイルと公的年金の受給と負担
　３．１．ライフサイクルにおける公的年金のシミュレーション方法
　（１）シミュレーションの全体像
　（２）各年齢の賃金データ
　（３）保険料の計算
　（４）給付の計算
　（５）純粋な生涯給付額の計算
　３．２．女性のライフスタイルの違いによる生涯給付額への影響について
４．公的年金制度改革の方向性
５．おわりに

1. はじめに

日本社会は長らく専業主婦世帯を中心におき、女性はもっぱら内助の功として世帯を支えてきた。ところが、近年になって、女性のライフスタイルが様々に変わってきている。女性の高学歴化が進み、このことが、晩婚化や少子化につながった。さらには、ワーキング・ウーマンや DINKS の割合を増やし、必ずしも専業主婦世帯が大多数ではなくなっている。すなわち、社会経済の動きはすでに男性と女性の区分を薄めつつある。

ところで、このような社会と経済の動きに、現在の公的年金制度は対応しているのだろうか。たとえば、専業主婦になれば、公的年金の負担なしで給付を受けることができる制度の存在は、就業している女性との負担の不公平を生み出しているという指摘もある。もし、これが事実ならば、制度が生み出す不公平を許すことができるだろうか。

さらに、公的年金については、将来不安が高まっている。年金は老後の生活に関わる重要な資金であるが、現在の公的年金制度が特に女性をどのように扱っているのか、さらにはどこに問題があり、どのように変革がなされるべきなのかについて、考察することが、

本稿の目的である。
　現在、政府も女性の公的年金制度に関して改革を実施しようとしている。このことを踏まえて、本稿でも女性に関わる公的年金の現状と改革の方向性について考察することで、制度改革のあるべき姿を描きたいと考える。
　本稿の構成は次の通りである。第 2 節では、女性に関わる公的年金の仕組みについてのべ、第 3 節では女性のライフスタイルに応じた負担と給付のシミュレーションを実施する。第 4 節では、第 2 節と第 3 節の議論を受けて、公的年金制度の改革方向を提示する。最後の第 5 節では、本稿で得られた結果をまとめ、今後の課題について言及する。

2. 女性に関わる公的年金の仕組み

　本節では、公的年金制度の仕組みについて解説する。ただし、本稿では女性に関わる公的年金に焦点を当てるので、女性のライフサイクルにおいて順次登場する公的年金の制度を掲げてゆこう。

2. 1. 公的年金の負担について

　まず、大学に進学した多くの女性が公的年金に関わるのは、20 歳になった時点である。このとき、初めて彼女に国民年金の保険料を支払う義務が生じる。国民年金は 1959 年に成立した国民年金法にもとづき自営業者、自由業者、無業者およびその家族を対象とした公的年金制度としスタートした。その後、1985 年に公的年金制度の大改正があり、国民年金は全国民共通の年金制度になった。改正前に別々に運営されていた国民年金、厚生年金、共済年金はすべて共通の基礎年金になった。したがって、日本に国籍を有する 20 歳以上の学生は、第一号被保険者として、企業等に就職するまで強制的に国民年金に加入する事が義務づけられている[1]。2002 年度の保険料は月額 13300 円である。
　続いて、企業等に就職を果たした多くの女性が加入するのが厚生年金または共済年金である。厚生年金とは、5 人以上の従業員をもつ民間企業で働く人を対象とした公的年金である。65 歳未満の従業員が強制加入であり、保険料は標準報酬月額の 17.35%(1996 年 10 月～)が給料天引きで徴収され、企業が労使折半で企業負担分とまとめて納付する。また、基礎年金部分の保険料は、厚生年金から国民年金を支払っているので、厚生年金の保険料とは別に国民年金の保険料を納める必要はない。なお、ボーナスからも労使折半で、1%の保険料が徴収されているが、将来の年金額には反映されない。2003 年の 4 月からは、総報酬制が導入され、標準報酬月額とボーナス共に 13.58%の保険料が徴収され、ボーナ

[1] 国民年金の加入者は次の 3 つに分かれる。①第一号被保険者：自営業者・農業者とその配偶者、学生など（20 歳以上 60 歳未満)、②第二号被保険者：厚生年金の加入者（民間会社員）および共済年金の加入者（公務員)、③第三号被保険者：厚生年金、共済年金の加入者の配偶者。第二号被保険者と第三号被保険者は個人で基礎年金保険料は負担しない。

ス分も将来の年金額に反映されることになる。

また、就職先が公務員や教員等特定職域の場合は共済年金となる。現在、共済年金には、①国家公務員共済組合、②地方公務員共済組合、③私立学校教職員共済、④農林漁業団体職員共済組合の四種類がある。これらの保険料率は国家公務員共済組合が 18.39%、地方公務員共済組合が 16.56%、私立学校教職員共済は 13.30%、農林漁業団体職員共済組合 19.49%となっており、共済年金も厚生年金と同様に労使折半のかたちで給料から天引きされている。またボーナスから 1%の保険料が別途徴収されており、こちらも労使折半のかたちをとっている。厚生年金や共済年金の場合は、第二号被保険者となる。

さて、ある女性が大学卒業後に就職して、結婚を期に退職し専業主婦になるとしよう。この場合、この女性は学生の時には第一号被保険者で、就職して第二号被保険者になり、今回専業主婦になったので第三号被保険者に変わる。第三号被保険者となれば、国民年金の保険料は第二号被保険者全体が負担しているので、月額 13300 円を支払う必要はない。もちろん、第三号被保険者は女性だけではなく、男性に適用されることも考えられるが、ここではおもに第三号被保険者をいわゆる専業主婦としての女性と考えて話を進める。

もし、女性が子供を出産すれば、育児・介護休業法により、男女を問わず労働者は一歳未満の子を養育するために休業することができ、その間の保険料は免除される。給付も保険料を支払ったものとして計算される[2]。

２．２ 公的年金の給付について

続いて、公的年金の給付に関する制度について解説を行う。ここでは、老齢基礎年金、老齢厚生年金、遺族基礎年金、遺族厚生年金に焦点を当てる。

（1）老齢年金

老齢年金には、老齢基礎年金と老齢厚生年金がある。老齢基礎年金の計算方法は、次の式を適用する。

40 年加入・・・老齢基礎年金＝804,200×スライド率

40 年未満・・・老齢基礎年金

$$= 804200\text{円} \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \text{保険料免除月数} \times \frac{1}{3}}{\text{加入可能年数} \times 12}$$

すなわち老齢基礎年金は、804,200 円を上限として、保険料納付済月数と保険料免除月数を分子とし、加入可能年数を分母として計算できる。ここで、保険料の免除とは、第一号被保険者のうち保険料の負担が難しい人に対して、保険料が全額免除される保険料免除

[2] 育児休業中の育児休業給付は、休業前の 40%（ただし、10%は復職後に支払われる）となっている。給付金の財源は雇用保険であるため、受給資格は雇用保険に加入していることが必要である。

制度などが相当する。免除期間については、1/3 は老齢基礎年金の算定式に含まれるが、2/3 については減額の対象となる。

続いて、第二号被保険者の受給の算定方法について述べる。第二号被保険者は老齢基礎年金と老齢厚生年金を合わせた額を受給できる。具体的は、次の式を適用する。

$$\text{老齢厚生年金}=\text{平均標準報酬月額}\times\frac{\text{乗率}(9.5\sim7.125)}{1000}\times\text{被保険者月数}\times\text{物価スライド率}$$

ここで、平均標準報酬月額とは再評価後の標準報酬の平均である。再評価とは、過去の標準報酬を現在の価値に計算しなおす作業で、賃金の上昇律率に対応した再評価率で計算する。これに乗率、被保険者月数と物価スライド率を掛け合わせることで、老齢厚生年金が計算できる。

以上より、この女性が第一号もしくは第三号被保険者であるならば老齢基礎年金のみを、第二号被保険者であるならば老齢基礎年金と老齢厚生年金を受給することになる。

（２）遺族年金

さて、この女性の配偶者である夫が死亡したとしよう。このとき、配偶者は遺族年金を受給することができる。遺族年金には、国民年金の遺族基礎年金と、厚生年金の遺族厚生年金、共済年金の遺族共済年金がある。厚生遺族年金と遺族共済年金の支給の仕組みはほぼ同じだが、公務途中で死亡したり、障害を負った場合は年金額が増額されるという厚生年金にはない特徴がある。

このうち、遺族基礎年金は、加入者本人が死亡した場合に妻や子などの遺族に対して支給される。ここでいう遺族の範囲とは、18 歳未満(18 歳到達年度の年度末)の子がいる妻、あるいは 18 歳未満の子であり、妻のみでは対象とはならない。また、妻に 850 万円以上の収入が 5 年間以上続いている場合には支給されない。

支給される年金額については、定額で 804,200 円に子の加算額を加えたものである。子の加算額は、第 1 子と第 2 子は各 231,400 円、第 3 子以降は各 77,100 円となっている。

次に、遺族厚生年金は、厚生年金の被保険者が死亡した場合や、老齢厚生年金の受給権者等が死亡した場合に、死亡した人に生計を維持されていた遺族に支給される。遺族厚生年金を受けることのできる遺族は、配偶者、子、父母、孫、祖父母で一定の条件を満たしていれば支給される。ただし、夫、父母、祖父母は 55 歳以上であり、支給は 60 歳以降である。また遺族基礎年金と違い、子の有無に関係なく妻は生涯受給される。支給される年金額については、

$$\begin{bmatrix}\text{平均標準}\\\text{報酬月額}\end{bmatrix}\times\frac{7.125}{1000}\times\begin{bmatrix}\text{被保険者}\\\text{期間}\end{bmatrix}\times\frac{3}{4}$$

から計算できる。遺族基礎年金がもらえない子のいない妻が受給する遺族厚生年金には、

40 歳から 65 歳になるまで年額 603,200 円の中高齢寡婦加算がつく[3]。

遺族厚生年金の受給権者が自身の老齢厚生年金の受給権も持つ場合、①遺族厚生年金、②老齢厚生年金、③遺族厚生年金×2/3＋老齢厚生年金×1/2のいずれかが受給権者の選択により支給される。しかし、ここでは女性自身が納付した保険料がすべて反映されるわけではない。支給額を簡単に計算すると、①遺族厚生年金の場合は 689,343 円、②老齢厚生年金の場合は 641,256 円、③遺族厚生年金×2/3＋老齢厚生年金×1/2の場合は 716,062 円となる[4]。

例外として、離婚した場合の第三号被保険者の年金受給について説明しよう。第三号被保険者は夫が厚生年金保険料を 25 年以上支払っていれば、保険料を負担しなくても老齢基礎年金が支給される。また、65 歳の前日に、夫の厚生年金の加給年金対象者となっている場合、65 歳に達した時点で夫と生計維持の関係にあれば、振替加算がつき、受給中の振替加算はその後離婚しても有効である。また、離婚した後も生計が別れた夫によって支えられ、夫との間に生計維持関係が認められた場合は、夫が亡くなった後に、遺族年金を請求できる場合がある。しかし、ほとんどの場合離婚後の女性の年金受給は基礎年金部分だけとなる。

以上のように、女性の公的年金の負担と給付にはライフスタイルの違いが大きく影響していることがわかる。

2．3. 女性に関わる公的年金の問題点

前節では、公的年金の仕組みについて述べた。本節では、よく指摘されている女性に関わる公的年金の問題点を紹介する。

第一に、働く女性と専業主婦の間で不公平が生じているという指摘である。これは、第三号被保険者の保険料は第二号被保険者全体で負担しているため、専業主婦世帯優遇という不公平感を生んでいると言われている。

第二に、自営業者の妻は、第一号被保険者であり、保険料月額 13300 円を負担しているが、専業主婦は、第三号被保険者であり保険料は免除されている。にもかかわらず、老齢年金受給額は同額支給されるため、二者間の不公平も生じているとされている。

第三に、専業主婦の中でも、130 万円以上の収入があると、第一号被保険者となり、月額 13300 円の保険料を負担することになる。このため、130 万円を上回る収入を得ても、保険料負担を考慮するとかえって手取りの所得は減ってしまう。パートタイムで働く場合、

---

[3] 遺族共済年金は遺族厚生年金とほとんど同じ仕組みなので説明を省略する。

[4] ここでの平均標準報酬月額は、2001 年の厚生労働省『賃金構造基本統計調査報告(賃金センサス)』の第 1 表「年齢階級別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額」を利用し、同表の「企業規模計」「大卒男・女」「きまって支給する現金給与額」のデータを用いた。

第三号被保険者に留まろうとして、就業調整を行っている可能性がある。このことは「130万円の壁」と呼ばれている。

第四に、共働き世帯の場合、夫が死亡した後妻自身が働いて支払った保険料に対する給付がまったくない場合がある。

第五に、男性と女性で遺族年金の支給要件に違いがあるのもおかしいと言われている。

第六に、共働き世帯と片働き世帯の賃金が同じの場合、片働き世帯の遺族の方が遺族年金額が大きいと言われている。

以上のように、女性に関わる公的年金には多くの問題点が指摘されている。これらの指摘が正しいのかについて、特に専業主婦の問題に関して、次節において明らかにしたい。

3. 女性のライフスタイルと公的年金の受給と負担

本節では、多様な女性のライフスタイルのうち、いくつかのパターンを想定し、公的年金の受給と負担の金額をシミュレーションによって明らかにすることで、ライフスタイルの変化による公的年金への影響を分析する。

3．1．ライフサイクルにおける公的年金のシミュレーション方法

図１　女性のライフスタイルの選択と公的年金の純粋な生涯給付額の関係

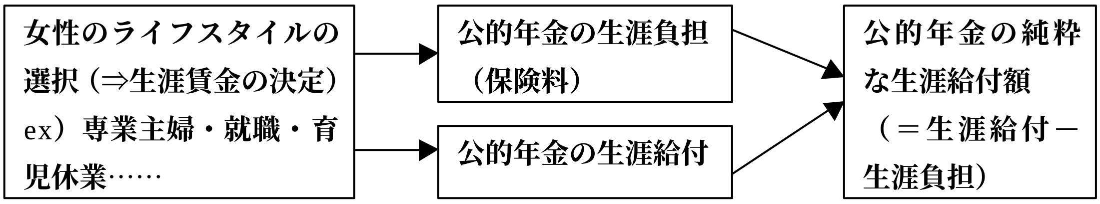

（1）シミュレーションの全体像

図 1 をみていただきたい。これまでみたように、女性のライフスタイルの形態によって、公的年金の保険料と給付額が変わってくる。ここでは、女性の生涯の保険料負担、すなわち公的年金の生涯負担と生涯給付を、いくつかのモデルケースを考えることで計算し、生涯給付から生涯負担を差し引くことで、公的年金の純粋な生涯給付額を計算することを目的とする。もし、女性のライフスタイルの選択が異なることで、純粋な生涯給付額に違いがみられるならば、公的年金が女性のライフスタイルに少なからずの影響を与えている可能性があるといえるであろう。

（2）各年齢の賃金データ

公的年金のライフサイクルにおける負担と給付の金額を計算するためには、各年齢における賃金データが必要である。その賃金データを得るために、本稿では 2001 年の厚生労

働省『賃金構造基本統計調査報告（賃金センサス）』の第１表「年齢階級別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額」を利用した。本稿では、平均的な大卒の女性の公的年金の負担と給付に焦点を当てるから、同表の「産業計」「女性労働者」「大卒」「企業規模計」のデータを用いる。

具体的には、「きまって支給する現金給与額」ならびに「年間賞与その他特別給与額」をそれぞれ前者は毎月の給料、後者はボーナスとして考える。ただし、前者は月単位、後者は年単位のデータであるから、前者の給料については 12 倍することで年単位に修正している。

ただし、『賃金センサス』データは、年齢区分が粗く、5 歳刻みになっている。本稿では、より実態に即した女性の公的年金の負担額を知りたいので、5 歳刻みではなく 1 歳刻みの年齢別の賃金データを利用したい。そこで、たとえば「30～34 歳」の区分については、この年齢区分の真ん中の 32 歳時の賃金データが、『賃金センサス』に記載されていると解釈する。さらに、「35～39 歳」の区分については 37 歳時になる。そこで、33 歳から 36 歳までの賃金データについては、32 歳と 37 歳の賃金データの差を 1/5 ずつ 33 歳から順次足してゆくことで補完した。これにより、23 歳から 64 歳までの給料とボーナスの年単位の賃金データが完成することになる。

（３）保険料の計算

まず、保険料の算出において、19 歳で４年制大学に入学し、23 歳で大学を卒業して企業に就職し、64 歳まで働き、65 歳以降は公的年金を受給して、一般的な女性の平均寿命である 84 歳に死亡する女性（2002 年に 21 歳）をモデルケースとしよう。彼女は、20 歳から 22 歳までの間は国民年金を支払っている。就職し、毎月の給料やボーナスを得るようになると、厚生年金の保険料を支払うことになる。

表１　厚生年金と国民年金の将来の保険料率の想定

	保険料率　%	保険料月額　円
2002 年度	13.58	13,300
2003 年度～2004 年度	13.58	13.300
2005 年度～2009 年度	15.50	13,200
2010 年度～2014 年度	17.42	17,200
2015 年度～2019 年度	19.34	21,200
2020 年度以降	21.26	25,200

ここで、国民年金と厚生年金の保険料率は、厚生労働省報道発表資料(2002)『新人口推計の厚生年金・国民年金への財政影響について』より、国庫負担割合を 1／3 とし、2002 年に発表された国立社会保障・人口問題研究所の新人口推計に対応した、総報酬ベースの厚生年金保険料率の年次推移を採用した。表 1 は、本稿のシミュレーションにおいて用い

た厚生年金保険料率と国民年金の保険料月額の推移を示している。

厚生年金については、上記の保険料率を用いて、各年齢の給料とボーナスからなる総報酬に掛け合わせ、各年齢の保険料を計算した。したがって、20 歳から 22 歳までは国民年金の保険料が、23 歳から 64 歳までは厚生年金の保険料が、以上の手順で得られたことになる。また、他のモデルとして、4 年制大学卒業後、無職で独身の女性や、すぐに結婚して専業主婦として一生を終える女性についても計算を行っている。もちろん、後者の彼女の場合は第３号被保険者なので、23 歳以降は保険料を支払わないことになる。

（４）給付の計算

次に、（３）と同様の女性のモデルケースを用いて給付される 65 歳以降の年金額を計算する。ここでは、老齢基礎年金と老齢厚生年金について考えねばならない。

①老齢基礎年金

まず、老齢基礎年金については、満額の金額が 804,200 円（年間）であり、この金額を上限として、保険料納付月数にしたがって減額がなされる。23 歳で就職し、64 歳まで働く女性で、全額免除期間や半額免除期間をゼロの場合、保険料納付月数は 540 月である。このとき、加入可能月数は 480 月で、物価スライド率を 1.0 とすれば、65 歳から 84 歳までの老齢基礎年金の給付額を計算することができる。

②老齢厚生年金

続いて、老齢厚生年金については、23 歳から 64 歳までの給料を合計し、平均月収を計算することで、標準報酬月額を得たと考える。同様に、標準賞与額についても、ボーナスを合計し、月数で平均することで計算できる。さらに、支給乗率を 5.418／1000 として、保険料納付月数と 1.0 の物価スライド率を、標準報酬の合計額に乗ずることで、65 歳から 84 歳までの老齢厚生年金の給付額を計算することができる。

（５）純粋な生涯給付額の計算

以上より、20 歳から 64 歳までの公的年金の負担額と、65 歳から 84 歳までの公的年金の給付額が判明した。前者の合計はライフサイクルにおける公的年金の総負担額であり、後者の合計はライフサイクルにおける公的年金の総給付額となる[5]。これら２つを比較することで、公的年金の純粋な給付額（＝生涯給付額－生涯負担額）を知ることができる。また、様々な女性のライフスタイルを想定することで、ライフスタイルの違いが純粋な給付額をどれだけ変動させるのかを知ることができる。図 2 は、4 年制大学を卒業し、23 歳で就職、65 歳以降に年金を受給する女性の年収、保険料、年金受給額の計算結果を示している。

[5] ただし、ここでは利子率をゼロと考えている。現在の利子率はほとんどゼロ%であり、たとえ数%の利子率を考慮しても、計算結果には影響がないと考えた。

図 2　女性のライフサイクルにおける年収・保険料・年金受給額

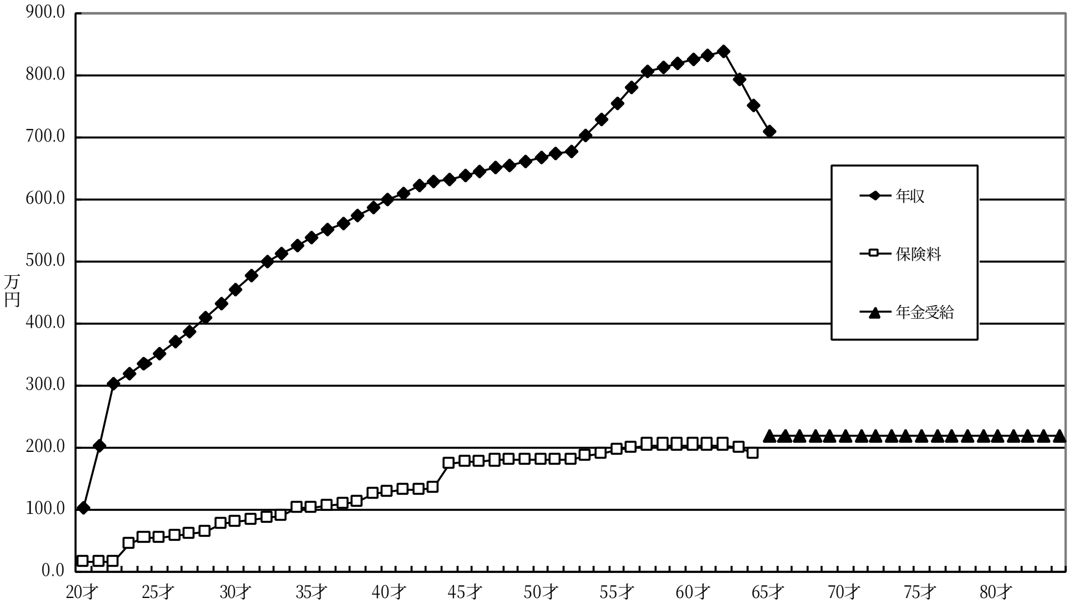

（備考）筆者らによる独自推計。

3．2．女性のライフスタイルの違いによる生涯給付額への影響について

本稿では、次のようなやや極端な女性のライフスタイルについてケース分けを行い、公的年金のシミュレーションを実施した。表 2 は、各ケースにおける生涯負担、生涯給付、さらに純粋な生涯給付のシミュレーション結果を示している。

（ケース１）大学卒業後、23 歳で一般企業に就職して 64 歳で退職、85 歳で死亡する女性
（ケース２）大学卒業後、23 歳から無職で独身、85 歳で死亡する女性
（ケース３）大学卒業後、23 歳で結婚して専業主婦、85 歳で死亡する女性

表 2　ライフスタイルの違いによる生涯負担と生涯給付のシミュレーション結果

	生涯負担	生涯給付	純粋な生涯給付
ケース１	5,945.5 万円	4,387.4 万円	−1,558.1 万円
ケース２	718.2 万円	1,608.4 万円	890.2 万円
ケース３	47.9 万円	1,608.4 万円	1,560.5 万円

（備考）筆者らによる独自推計。

シミュレーション結果を比較すると、就業していないケース 2 とケース 3 は、生涯給付額が生涯負担額を上回り、純粋な生涯給付が正になるのに対し、64 歳まで就業するケース 1 は、純粋な生涯給付額が負の値になる。しかも、生涯負担額の最も低いケース 3 と、最

も大きいケース 1 の純粋な生涯給付額の差は 3,118.6 万円もの開きがある。

この結果はどのような意味を持つであろうか。現行の年金制度では、女性は就業するよりも専業主婦として生活する方が､純粋な生涯給付の観点からはかなり有利になっている。このことが、女性の就業を妨げている可能性もある。現在、女性の社会進出はかなり進んでおり、将来的にも高齢化にともなう労働不足を解消するためにも、女性の就業を促進することは欠かせない。しかし、このような現行制度には、公平性の観点からかなりの矛盾があるといえる。

すなわち、専業主婦への保障が手厚すぎるのであり、女性に対する公的年金制度のあり方については、制度改革がなされることが必要であるといえる。次の節では、本節のシミュレーション結果を受けて、具体的な公的年金制度の改革方法について提案したい。

4. 公的年金制度改革の方向性

本稿では、女性に関わる公的年金の制度について詳述し、ライフスタイルの変化にともなう公的年金の純粋な生涯給付金額を計算することで、女性の生き方によって公的年金の扱いの差が大きく生まれることを示した。公的年金の面だけで考えると専業主婦の方が優遇されている。その反面、定職のある女性は専業主婦に比べてメリットは少ないように見受けられる。

しかし、老後の生活においては、公的年金のみではなく他の収入面も考える必要がある。そのため、専業主婦と定職のある女性の両方のケースとも同い年の男性と結婚したと仮定し、専業主婦の世帯を片働き世帯、定職を持つ女性の世帯を共働き世帯として妻だけでなく夫婦の収入を元に、生涯負担と生涯給付を計算した。

表 3　世帯を考慮した生涯負担と生涯給付のシミュレーション結果

	生涯負担	生涯給付	負担と給付の差額
共働き世帯	12,785.5 万円	9,275.6 万円	3,509.9 万円
片働き世帯	6,887.9 万円	6,496.6 万円	391.3 万円

（備考）筆者らによる独自推計。

上の表 3 で、共働き世帯の特徴は夫婦の収入が多く、生涯負担が大きく生涯給付も大きいが、負担と給付の差が開いていて、提供した労働力に見合った給付が得られないように思われる。また、片働き世帯の特徴は夫の収入に依存しているため生涯負担も給付も少ないが、共働き世帯に比べて負担と給付の差が小さいことがわかる。

このシミュレーション結果から、共働き世帯は片働き世帯よりも多くの労働力を提供しているのにも関わらず、年金負担が大きくそのわりに給付が少ないことがわかる。彼らの労働力はもっと評価されるべきで、年金給付額に生じている負担額との差を、片働き世帯と同程度かそれ以上に縮めた方がよい。そうすれば、共働き世帯と片働き世帯の間に不公平さがなくなる。そこで専業主婦（第三号被保険者）からも基礎年金保険料を徴収すれば、

各号被保険者の区分はなくなり、共働き・方働き世帯も単身者も夫婦も、保険料を応分に負担することになって、第三号被保険者の損得論はなくなる。女性の就労抑制になっている年収 130 万円に対する調整もなくなり、すべての国民が定額の基礎年金を個人単位で受給することになる。

さらに、離婚した場合、妻は世帯に給付される夫名義の厚生年金を受け取る権利がなくなるが、夫の就業の成果は妻も応分に分かち合うべきである。離婚時の配偶者の年金も資産として、分割の協議対象とすることが必要だと思われる。

また、現在、女性に多く見られるパート労働者や派遣労働者等の非正規労働者に対しては所定労働時間や勤務日数が通常労働者の 4 分の 3 未満の場合、厚生年金は適用されない。今後このような非正規労働者は増加することが予想される。こうした人たちの地位と福祉の向上のために、また、女性の就労促進の観点からも、専業主婦（第三号被保険者）の基礎年金保険料徴収と同時に、すべての賃金稼得者に対して、厚生年金を適用させるべきではないだろうか。

次に遺族年金制度については、将来的には廃止、または希望する者だけが加入するという制度にすべきという意見があるが、夫の死後を長い間単身で過ごす可能性の高い被用者の妻にとって、遺族年金はその後の生活に重要な役割を担っている。その事を考慮すると遺族年金はただ単に廃止とするのではなく、遺族年金を基本的に維持しつつ、現在挙げられている問題点について見直していく必要があるのではないだろうか。

女性自らが働いて納付した保険料が、できる限り給付額に反映されるような仕組みにすることが必要だと思われる。その方法としては、自らが働いて納付した保険料に基づいた老齢年金を基本として、遺族年金の額を調整するといった仕組みを構築することが一つの方向性として考えられる。

遺族年金の受給資格そのものに、ジェンダーバイアスがあるというのは、ここ 30 年ぐらい前までは先進諸国でも残っていた。現在の日本ではまだそれが残っていて、遺族基礎年金、遺族厚生年金の受給資格は、今でもはっきりしたものがある[6]。母子家庭、父子家庭において年金による所得保障の必要性の度合いが異なること踏まえ、支給用件における男女差を見直していく必要がある。

5. おわりに

出産、育児のために職場に出向できず休暇を取ったのち、あらためて仕事に復帰したら自分の居場所がなかったということが少なからず起こっており、能力を発揮できない女性がいる。子育てをしているからといってその人の能力が低下したり消えたりするものではない。そこで、会社に出向できない間は在宅ワークというスタイルをとれば、女性が仕事から離れて復帰に不安感を持つことがないし、会社側も彼女の代役を充てたりする必要も

[6] 受給資格については、本稿の 2．2（2）で説明したとおりである。

なくなるのでメリットは大きいと思われる。
　また、育児休業が終わっても子供は小さいので、病気などのために会社を休んだり、遅刻、早退しなければならないこともある。そのために、病欠枠を広くして取りやすくしたり、育児時短の適用期間を延ばす必要がある。
　少子高齢化の影響で将来、労働者の絶対数は少なくなり必然的に男性のみの労働力では足りなくなるので、現在よりもさらに女性の社会進出が進むことが考えられる。
よって、女性のワークスタイルや年金などの社会保障を見直し、手厚い保障と働きやすい環境を作って、女性がもっと能力を発揮できる社会を今から作っていく必要がある。

参考文献

厚生労働省(2001)『賃金構造基本統計調査報告（賃金センサス）』。
厚生労働省ホームページ（http://www.mhlw.go.jp/）。
コスモポリタン JAPAN(2002.10)　集英社。
駒村康平(2001)『福祉の総合政策』創世社。
社会保険研究所(2002)『年金のてびき』。
社会保険庁ホームページ（http://www.sia.go.jp/）。
第一勧銀総合研究所(2001)『図解　年金のしくみ(第 2 版)』東洋経済新報社。
日経 WOMAN(2002.4)　日経ホーム出版社。
ふぇみん　婦人民主クラブホームページ（http://www.jca.apc.org/femin/index.html）。
Yomiuri Weekly（2002.10.20）読売新聞東京本社。
Yomiuri On Line（http://www.yomiuri.co.jp/atmoney）。